公募型プロポーザル方式実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望される方は、必要な応募書類等を提出してください。

令和８年１０月２９日

瀬戸市長　川　本　雅　之

１　業務等の概要

⑴　業務名称　　瀬戸市障害者基幹相談支援センター運営業務委託
⑵　業務内容　　別添「業務仕様書」のとおり
⑶　契約期間　　契約締結の日から令和１０年３月３１日まで
⑷　履行期間　　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで
⑸　履行場所　　瀬戸市追分町６４番地の１
　　瀬戸市役所南庁舎２階（福祉総合相談窓口）
⑹　提案上限額　６０，９８９，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たしていること。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
⑵　参加資格確認申請書提出期限において、令和８・９年度あいち電子調達共同システム（物品等）で瀬戸市の入札参加資格者名簿に登録があること。
⑶　瀬戸市において指定一般相談支援・指定特定相談支援事業所の指定を受けている者又は令和９年４月１日までに当該指定を受ける予定である者であること。（令和９年４月１日までに指定を受ける予定である者にあっては、指定申請の状況、その他市が求める書類を提出できるものであること。
⑷　法人格を有していること。
⑸　公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市指名停止取扱要領」（平成１３年８月１日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
⑹　公告日から契約締結日までの間において、「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２３年９月２９日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」（平成１９年１２月１日施行）に基づく排除措置を受けていない者であること。

⑺　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者にあっては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
⑻　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者にあっては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。

3　スケジュール

⑴	公告日	令和８年１０月２９日（木）
⑵	質疑提出期限	令和８年１１月９日（月）
⑶	質疑回答日	令和８年１１月１３日（金）
⑷	参加資格確認申請書提出期限	令和８年１２月１日（火）
⑸	参加資格確認通知日	令和８年１２月４日（金）
⑹	提案書提出期限	令和８年１２月１１日（金）
⑺	選定委員会開催日	令和８年１２月１６日（予定）
⑻	審査結果通知日	令和８年１２月１８日（予定）
⑼	契約締結日	令和８年１２月２８日（予定）
⑽	業務開始日	令和９年４月１日（予定）

4　実施要領等の閲覧及び配布方法

⑴　担当部署及び問い合わせ先

〒４８９－８７０１　愛知県瀬戸市追分町６４番地の１
瀬戸市健康福祉部社会福祉課障害福祉係
電話　０５６１－８８－２６１２　FAX　０５６１－８８－２６１５
メールアドレス　shafuku@city.seto.lg.jp

⑵　本プロポーザルに係る実施要領等の入手方法

瀬戸市ホームページからダウンロードすること。
記事名　「瀬戸市障害者基幹相談支援センター運営業務委託公募型プロポーザル」
アドレス　http://www.city.seto.aichi.jp/

5　質疑及び回答

⑴　提出期限

令和８年１１月９日（月）１６時まで

⑵　提出場所

瀬戸市役所社会福祉課（電話　０５６１－８８－２６１２）

⑶　提出方法

「公募型プロポーザル実施要領等に対する質問書」に必要事項を記載し、電子メ

ールにより送信すること。
送付先：shafuku@city.seto.lg.jp

⑷　回答期日
令和８年１１月１３日（金）

⑸　回答方法
瀬戸市ホームページに回答を掲載する。

6　参加資格確認申請

⑴　提出期限
令和８年１２月１日（火）１５時まで

⑵　提出方法
「参加資格確認申請書」（第１号様式）に必要事項を記載し、次の書類を添付して電子メールにより送信すること。

ア　「瀬戸市障害者基幹相談支援センター運営業務委託　代表者等名簿」（第１号－２様式）

イ　法人の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
なお、令和９年４月１日までに瀬戸市において指定特定相談支援事業者の指定を受ける予定の者は、上記書類に合わせ、次の書類を添付すること。

ウ　指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書（第１号－３様式）

送付先：shafuku@city.seto.lg.jp

⑶　参加資格確認通知日
令和８年１２月４日（金）

⑷　通知方法
申請者に対し、電子メールにより参加資格確認通知書を送信する。

7　提案書等の作成及び提出

⑴　提出期限
令和８年１２月１１日（金）１６時まで

⑵　提出場所
〒４８９－８７０１　愛知県瀬戸市追分町６４番地の１
瀬戸市役所社会福祉課

⑶　提出方法
持参又は郵送により提出すること。
郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

なお、提出期限までに提出されなかった提案書は無効とする。

提出期限までに、提案書及び必要書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

⑷　提出書類及び部数

「（公募型）プロポーザル実施要領」による。

8　契約候補者の選定

⑴　選定方法

選定委員会において、提案者から提出された提案書及び提案者からのプレゼンテーションにより、「⑵　評価項目及び評価基準、評価点数」に基づき、提案の評価及び審査を行い、契約候補者を選定する。

⑵　評価項目及び評価基準、評価点数

「プロポーザル評価要領」による。

⑶　プレゼンテーション

ア　開催日時は、令和８年１２月１６日を予定しており、時間及び場所等の詳細については別途通知する。

イ　実施時間は、提案者につき、プレゼンテーション１５分以内 、質疑応答１５分程度とする。

ウ　プレゼンテーションの出席者は、最大３名までとする。

エ　プレゼンテーションは提案書により行い、追加資料の配布は認めない。

オ　プレゼンテーション及び審査は非公開とする。

9　審査結果の通知及び公表

⑴　審査結果の通知

各提案者に対して、次の事項を記載した結果通知書により通知する。

ア　業務名称

イ　契約候補者

ウ　当該提案者の評価点数

⑵　審査結果の公表

市ホームページにおいて、次に掲げる事項を公表する。

ア　業務等の名称

イ　業務内容及び契約期間

ウ　契約候補者の名称及び所在地

エ　提案者数及び審査結果

10　契約手続き

⑴　契約の協議

決定した契約候補者に対して、当該業務等に係る仕様を定めるための協議を行う。

協議の結果、当該業務に係る仕様が決定した場合、見積書の徴収を行い、予定価格の範囲内で契約金額を決定する。

なお、提出された提案書の内容は、今回の契約において拘束力を持つものとするが、公正性及び透明性の確保を図るため、原則として、あらかじめ実施要領等で示した事項の変更は認めない。

⑵　契約候補者との契約の締結

契約候補者を契約の相手方として決定した場合、令第１６７条の２第１項第２号の規定による随意契約の方法により、契約候補者と契約を締結する。

⑶　契約候補者との協議が不調の場合

契約候補者との契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

次順位の契約候補者と契約の協議を行い、契約の相手方として決定した場合は、契約を締結するものとする。

なお、契約協議の時点で、次順位者が参加資格要件を満たさなくなった場合は、失格とし、第３位の者を新たな契約候補者として、契約の協議を行う。

⑷　契約条項を示す場所及び日時

瀬戸市役所社会福祉課　公告日から提案書提出期限まで

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　契約保証金に関する事項

瀬戸市契約規則（昭和４０年瀬戸市規則第１８号）第３０条の規定による。

11　その他

⑴　提案書の提出及び見積並びに契約に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、瀬戸市契約規則等関係法令を遵守すること。

⑵　提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とする。

⑶　参加資格確認申請書及び提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（第８号様式）により届け出ること。

⑷　提出書類は、瀬戸市情報公開条例（平成１２年瀬戸市条例第５号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部もしくは一部を公表する場合がある。

⑸　令和８年瀬戸市議会１２月定例会において、当該予算が議決されなかった場合は、契約事務手続きを行わない。この場合において、瀬戸市はいかなる責も負わない。